厚生労働科学研究費補助金（循環器疾患・糖尿病等生活習慣病対策総合研究事業）
分担研究報告書

改正健康増進法における施設等の分類と規定の整理

研究代表者 片野田 耕太 国立がん研究センターがん対策研究所データサイエンス研究部 部長
研究協力者 岡本 光樹 岡本総合法律事務所 所長

研究要旨

2020 年に全面施行された改正健康増進法（以下、法）では、経過措置という形で多くの例外規定が設けられ、複雑な施設分類と規定となっている。2025 年から厚生労働省の専門委員会で始まった法の見直しのための議論でも、施設分類とその運用実態が議論となっている。そこで本研究では、法における施設等の分類と規定の整理を行うことを目的とした。法およびその施行令と施行規則から、各施設等の分類、定義、施設要件、技術的基準などの情報を抽出した。法では、第一種施設、第二種施設、喫煙目的施設（これらを総称して特定施設）、および旅客運送事業自動車等の分類があった。それらの要件と偽実的基準は、法、法附則、施行令、および施行規則で規定されていた。指定たばこ（加熱式たばこ）の経過措置については、法附則に規定があり、技術的基準は施行規則で定められていた。改正健康増進法の見直しにおいては、各規程の位置づけを念頭において、法の目的である「望まない受動喫煙を防ぐ」を実現するための議論が必要である。

A. 研究目的

2020 年に全面施行された改正健康増進法（以下、法）では、経過措置という形で多くの例外規定が設けられ、複雑な施設分類と規定となっている。例えば客席面積100m^2以下かつ資本金5000万円以下の既存飲食店は店頭に掲示すれば喫煙可能とできる、加熱式たばこ専用喫煙室では飲食を伴って加熱式たばこが使用できるなどである。2025年から厚生労働省の受動喫煙防止専門委員会で始まった法の見直しのための議論でも、施設分類の複雑さとその運用実態が議論となっている。そこで本研究では、法における施設等の分類と規定の整理を行うことを目的とした。

B. 研究方法

e-GOV（法令検索）の健康増進法ページ(https://laws.e-gov.go.jp/law/414AC0000000103)の法、施行令、および施行規則から、各施設等の分類、定義、施設要件、技術的基準などの情報を抽出した。

C. 研究結果

資料に整理した情報を示す。法では、第 28 条において第一種施設、第二種施設、喫煙目的施設（これらを総称して特定施設）、および旅客運送事業自動車等の分類を規定していた。旅客運送事業者等については、道路運送法における旅客運送事業自動車、航空機、鉄道等車両、および船舶が対象である旨が規定されていた。

法の課題として議論されることが多い「喫煙目的施設」の要件については、施行令第 4 条において、「専ら喫煙をする場所」、「対面によりたばこまたは喫煙用具を販売し、屋内の場所において喫煙をする場所を提供する目的」、「併せて設備を設けて客に飲食をさせる営業（通常主食と認められる食事を主として提供するものを除く）」と規定されていた。「喫煙目的施設」の技術的基準（気流 0.2m/秒、壁・天井による区画、排気）については、施

行規則第 18 条に規定されていた。この技術的基準の内容は「喫煙専用室」（施行規則第 16 条）、「喫煙可能室」（施行規則附則第 2 条）でも同じであった。

いわゆる飲食店の例外規定（客席面積 100 m^2 以下かつ資本金 5000 万円以下の既存飲食店）については、法附則第 2 条に「既存特定飲食提供施設」の定義として規定されていた。

いわゆる加熱式たばこの例外規定は、法附則第 3 条で「指定たばこ」（当該たばこから発生した煙（蒸気を含む。）が他人の健康を損なうおそれがあることが明らかでないたばことして厚生労働大臣が指定するもの）として規定されていた。

D. 考察

本研究では、法の経過措置として定められている様々な施設等の分類と規定を整理した。本研究班で昨年度まとめた法の現状と課題政策分析シートでは、「喫煙目的施設」の運用と要件および加熱式たばこの扱いについて指摘した。「喫煙目的施設」については施行令（政令）、加熱式たばこについては法附則で規定されており、これらを改めるためにはそれぞれの改正が必要となる。いわゆる飲食店の例外規定は法附則で規定されており、撤廃には法附則の改正あるいは削除が必要となる。

昨年度まとめた法の現状と課題政策分析シートでは、引越・運送業など貨物運送事業で使用される車両・社用車等内の受動喫煙を防ぐ規定がないことを指摘した。これを改めるためには法 28 条の規定の改正が必要となる。

改正健康増進法の見直しにおいては、本研究で整理した各規程の位置づけを念頭において、法の目的である「望まない受動喫煙を防ぐ」を実現するための議論が必要である。

E. 結論

改正健康増進法における施設等の分類と規定を整理した。

文献

1) 日本学術会議 報告 加熱式タバコの毒性を知り科学的根拠に基づく施策の実現を. 2023 https://www.scj.go.jp/ja/info/kohyo/pdf/kohyo-25-h230926-2.pdf

F. 健康危険情報

なし

G. 研究発表

１．論文発表（本研究に関連するもの）

1) 萩本明子, 片野田耕太, 田淵貴大.紙巻きたばこ喫煙者の喫煙および禁煙試行の動向：日本公衆衛生学雑誌 2026; 73(5):420-428.（https://doi.org/10.11236/jph.25-047）

2) 村木功, 片岡葵, 伊藤ゆり, 中村正和 and 片野田耕太. 飲食店における受動喫煙防止対策に関する情報収集、法令理解度および保健所での対応と法令遵守に関連する検討：飲食店経営者インターネット調査. 日本公衆衛生雑誌 2026 [印刷中]（https://doi.org/10.11236/jph.25-097）

3) 姜英, 大和浩, 片野田耕太. 水たばこを提供する 2 店舗における空気汚染の実態調査と健康への懸念.日本公衆衛生雑誌 2026 [印刷中]（https://doi.org/10.11236/jph.25-152）

4) Muraki I, Kataoka A, Ito Y, Katanoda K, Nakamura M. Impact of ban and ordinances against indoor smoking on the proportion of smoke-free establishments in restaurants, izakaya, and bars in Japan: Interrupted time-series analysis of restaurant database. Public Health. 2026;252:106146.

２．学会発表

1) 片野田耕太. 改正健康増進法はどう改正すべきか. 第 84 回日本公衆衛生学会総会 静岡

Oct. 30 2025

H．知的財産権の出願・登録状況

（予定を含む。）

１．特許取得

なし

２．実用新案登録

なし

３．その他

なし

資料　改正健康増進法における施設等の分類と規定

以下、健康増進法を「法」、健康増進法施行令（政令）を「施行令」、健康増進法施行規則（省令）を「施行規則」と呼ぶ。

１．施設等の分類と定義

法では、以下の施設等が定義されている（法第 28 条）。

① 第一種施設

多数の者が利用する施設のうち、次に掲げるもの。

イ　学校、病院、児童福祉施設その他の受動喫煙により健康を損なうおそれが高い者が主として利用する施設として政令で定めるもの

ロ　国及び地方公共団体の行政機関の庁舎（行政機関がその事務を処理するために使用する施設に限る。）

② 第二種施設

多数の者が利用する施設のうち、第一種施設及び喫煙目的施設以外の施設。

③ 喫煙目的施設

多数の者が利用する施設のうち、その施設を利用する者に対して、喫煙をする場所を提供することを主たる目的とする施設として政令で定める要件を満たすもの。

④ 特定施設

特定施設　第一種施設、第二種施設及び喫煙目的施設。

⑤ 旅客運送事業自動車等

道路運送法における旅客運送事業自動車、航空法における旅客運送事業航空機、鉄道事業法における旅客運送事業鉄道等車両、海上運送法における旅客運送事業船舶。

２．喫煙目的施設の要件（施行令第 4 条）

施行令では、喫煙目的施設の要件が以下の通り定められている。

一　施設の屋内の場所の全部の場所を専ら喫煙をする場所とするものであること。

二　施設を利用する者に対して、たばこを販売する者によって、対面によりたばこを販売し、当該施設の屋内の場所において喫煙をする場所を提供することを主たる目的とし、併せて設備を設けて客に飲食をさせる営業（通常主食と認められる食事を主として提供するものを除く。）を行うものであること。

三　施設を利用する者に対して、たばこ又は専ら喫煙の用に供するための器具の販売（たばこの販売にあっては、たばこを販売する者によって、対面により販売している場合に限る。）をし、当該施設の屋内の場所において喫煙をする場所を提供することを主たる目的とするものであること（設備を設けて客に飲食をさせる営業を行うものを除く。）。

２－１．喫煙目的室（法第 35 条）

法では、喫煙目的施設の管理権原者は、当該喫煙目的施設の屋内の場所の全部又は一部の場所で、施行規則で定める技術的基準に適合した室を、喫煙をすることができる場所（＝飲食も可能な場所）として

定めることができる、とされている。

２－２．喫煙目的室の技術的基準（施行規則第 18 条）
施行規則では、喫煙目的室の基準が以下の通り定められている。

一　出入口において、室外から室内に流入する空気の気流が、0.2 メートル毎秒以上であること。
二　たばこの煙が室内から室外に流出しないよう、壁、天井等によって区画されていること。
三　たばこの煙が屋外又は外部の場所に排気されていること。

なお、喫煙目的施設の全部あるいは階全部を喫煙目的室とする場合、壁、天井等によって区画することその他喫煙をしてはならない階へのたばこの煙の流出を防止するための適切な措置が講じられていること、とされている。

２－３．喫煙目的室の帳簿の具備（法第 35 条第 6 項）
法では、喫煙目的室を設置する施設の管理権原者は、帳簿を備え、施行規則第 18 条で定める事項を記載し、保存しなければならない、とされている。

３．喫煙専用室の定義（法第 33 条）
法では、第二種施設等（鉄道および船舶を含む）の管理権原者は、施行規則で定める技術的基準に適合した室を、専ら喫煙をすることができる場所（喫煙専用室）として定めることができる。

３－１．喫煙専用室の技術的基準（施行規則第 16 条）
施行規則では、喫煙専用室の技術的基準が定められている。（２－２と同じ）

【別に法律で定める日までの間の経過措置】
４．既存特定飲食提供施設の定義（法附則 2018 年 7 月 25 日第 78 号　第 2 条第 2 項）
法の附則において、既存特定飲食提供施設は、以下の通り定義されている。
第二種施設のうち、飲食店、喫茶店その他設備を設けて客に飲食をさせる営業が行われる施設（次の各号に掲げるいずれかの会社により営まれるもの又は当該施設の客席の部分の床面積が百平方メートルを超えるものを除く。）をいう。

一　大規模会社（資本金の額又は出資の総額が五千万円を超える会社をいう。次号において同じ。）
二　資本金の額又は出資の総額が五千万円以下の会社のうち、次に掲げるもの
　イ　一の大規模会社が発行済株式又は出資の総数又は総額の二分の一以上を有する会社
　ロ　大規模会社が発行済株式又は出資の総数又は総額の三分の二以上を有する会社（イに掲げるものを除く。）

４－１．喫煙可能室（法附則 2018 年 7 月 25 日第 78 号　第 2 条第 1 項）
既存特定飲食提供施設は、法第 29 条、第 33 条、第 34 条で規定する喫煙禁止場所の例外としての喫煙専用室（専ら喫煙をすることができる場所）に替えて、喫煙可能室（喫煙することができる場所＝飲食

も可能な場所）を設置することができる。

４－２．喫煙可能室の帳簿の具備（法附則 2018 年 7 月 25 日第 78 号　第 2 条第 3 項）
喫煙可能室設置施設の管理権原者は、既存特定飲食提供施設に該当することを証明する書類として施行規則で定めるものを備え、これを保存しなければならない。

４－３．喫煙可能室の技術的基準、帳簿、届出（施行規則 2019 年 2 月 22 日第 17 号附則第 2 条）
・喫煙可能室の技術的基準（第 1 項、第 2 項、２－２と同じ）
・帳簿（第 4 項）
客席部分の床面積に係る資料、資本金の額又は出資の総額に係る資料
・都道府県知事への届出（第 6 項）

５．指定たばこ専用喫煙室に関する経過措置（法附則 2018 年 7 月 25 日第 78 号　第 3 条）
法では、第二種施設等（鉄道および船舶を含む）の管理権原者は、「指定たばこ」（当該たばこから発生した煙（蒸気を含む。）が他人の健康を損なうおそれがあることが明らかでないたばことして厚生労働大臣が指定するもの）のみの喫煙をすることができる場所（指定たばこ専用喫煙室＝飲食も可能な場所）を定めることができる、とされている。

５－１．指定たばこ専用喫煙室の技術的基準（施行規則 2019 年 2 月 22 日第 17 号附則第 2 条第 3 条）
施行規則では、指定たばこ専用喫煙室の技術的基準が定められている。（２－２と同じ）